

教科用図書採択スケジュール

	小学校		中学校		高等学校	
	教科用 図書	学習指導 要領	教科用 図書	学習指導 要領	教科用 図書	学習指導 要領
平成 27 年度			採択		採択	
平成 28 年度		改訂		改訂	採択	
平成 29 年度	特別の教科 道徳 採択				採択	改訂
平成 30 年度	採択	特別の教科 道徳 全面実施	特別の教科 道徳 採択		採択	
令和元年度	採択	〃	採択	特別の教科 道徳 全面実施	採択	
令和 2 年度		全面実施	採択	〃	採択	
令和 3 年度		〃	社会(歴史的分野) 採択	全面実施	採択	
令和 4 年度		〃		〃	採択	全面実施
令和 5 年度	採択	〃		〃	採択	〃
令和 6 年度		〃	採択	〃	採択	〃
令和 7 年度		〃		〃	採択	〃

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(昭和三十八年十二月二十一日 法律第百八十二号)

第三章 採択

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(昭和三十九年二月三日 政令第十四号)

(採択の時期)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行なわなければならない。

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条第一項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則

（昭和三十九年文部省令第二号）

（同一教科用図書の採択の特例）

第六条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一・二 略

三 教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第十二条の規定による再申請（同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。）により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなつた教科用図書がある場合 当該再申請が行われた年度に採択された教科用図書を採択していた期間

四・五 略